

令和5年11月6日

令和6年度 東京都予算要望

東京都行政書士会

令和6年度 東京都予算要望一覧

要望事項 1

「東京デジタルファースト推進計画」を進めるにあたり、東京都に対する許認可申請等の行政手続について、行政書士が代理人として手続できることを想定した設計（行政書士の専用画面・入力項目等）とされたい。

また、同計画に基づく都政のデジタル化についての具体的施策やシステムの検討・要件定義・設計の段階から東京都行政書士会と協議のうえ、行政書士を諮問機関や委員会の委員等として選任するなど、行政書士を活用されたい。さらに、デジタルデバイドの解消、デジタル申請の推進、システム改良への意見聴取等においても、行政書士を活用されたい。

（デジタルサービス局、住宅政策本部、環境局）

要望事項 2

東京都の許認可等の申請等を受け付ける各局窓口において、申請、届出等を本人に代わり代理人等が行う場合、提出される書類に行政書士の記名及び職印の押印があることを確認されたい。

また、各種申請の手引き等には、注意事項として、行政書士が書類作成を行う場合には法令上当該行政書士の記名及び職印の押印が必須であり、それがない場合には行政書士法に抵触するおそれがある旨及び無資格者による書類作成等は法令上認められない旨を明記するとともに、各行政手続の申請書等に行政書士の記名職印欄を設定されたい。

（総務局、デジタルサービス局）

要望事項 3

産業廃棄物処理業の許可申請において、申請者の直前決算期の財務状態が債務超過である場合等に提出を求められる、「経理的基礎を有することの説明書」を作成する者の資格として「行政書士」を明示されたい。

（環境局）

要望事項 4

東京都行政書士会が設立した成年後見制度の専門職団体である公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ(以下「ヒルフェ」という。)と、引き続き積極的に相互連携を図られたい。

また、都内各区市町村で市町村認知症施策推進計画の策定や包括支援ネットワークをはじめとする包括的地域連携・支援の枠組みに、ヒルフェの各地区会員をはじめとする行政書士を、協議会や中核機関の一員として活用するなど、行政書士との連携を一層強化するよう各区市町村に対して助言されたい。

(福祉局)

要望事項 5

教育分野の I C T 化促進に対応した著作権法の適正な運用を図れるようにするため、東京都及び都内区市町村において、引き続き、教職員に対する著作権研修・普及啓発に行政書士を活用されたい。

(教育庁)

要望事項 1

「東京デジタルファースト推進計画」を進めるにあたり、東京都に対する許認可申請等の行政手続について、行政書士が代理人として手続できることを想定した設計（行政書士の専用画面・入力項目等）とされたい。

また、同計画に基づく都政のデジタル化についての具体的施策やシステムの検討・要件定義・設計の段階から東京都行政書士会と協議のうえ、行政書士を諮問機関や委員会の委員等として選任するなど、行政書士を活用されたい。さらに、デジタルデバイドの解消、デジタル申請の推進、システム改良への意見聴取等においても、行政書士を活用されたい。

（要望理由）

本要望については、東京都から令和4年度、令和5年度と前向きなご回答をいただいているが、今後も引き続き留意していただき、さらにより具体的な進展をいただくよう要望するものである。

上記要望事項前段は、例えば宅地建物取引業・産業廃棄物処理業など、東京都に対する許認可申請等の行政手続について、適正且つ現実的代理申請手続を可能とするシステム構築の前提に、行政書士の専用画面・入力項目等（例として参考資料1を参照されたい。）の設定を求めるものである。そうすることで、都民（ひいては行政）の利便向上はもとより、無資格者による制度悪用（例：令和2年度中小企業庁実施の持続化給付金制度の際の虚偽申請等）及びそれによる被害の防止等が図れるものと思料する。

また、要望事項後段については、都政のデジタル化についての具体的施策やシステムの検討・設計の段階から、行政書士の知見・経験を生かし活用することは、都民と行政の双方にとってより合理的な施策・システムの構築のために必要であると思料する。東京都におかれては、東京都行政書士会と連携してより具体的な施策を進めていただきたい。（国においては、デジタル庁と日本行政書士会連合会デジタル推進本部の間で意見交換や具体的施策実現への提言等を目的として定期的会合がもたれている。）

行政書士は、官公署に提出する書類（電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）や権利義務・事実証明に関する書類の作成・申請等を業としている。行政書士は、「行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを目的とする（行政書士法第1条）」士業であることから、都政のデジタル化推進についても、必要な協力をなす責任を負う第一の士業であると考えている。

一例として、令和4年1月から令和5年3月までの1年強の間、マイナンバーカードの普及を図るべく総務省から日本行政書士会連合会が受託した「マイナンバーカード代理申請手続事業」において、全国の行政書士がマイナンバーカード申請相談会の開催や実際の代理申請に取り組んだところ、コロナ禍での行動制限中でありながら、当初目標とされた4万件を大きく上回る約7万件（東京都北区のみで約4千件）の代理申請実績を上げた経緯がある。

また、コロナ禍における営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の申請等において行政書士が事前確認を行った実績もある。これらは、行政書士が「適正且つ現実的代理申請手続」や「円滑な申請手続」の実現に貢献した好例である。

東京都におかれては、様々な行政手続のデジタル化について、行政書士を大いに活用されるよう、上記要望事項のような具体的施策を実施いただきたい。

(デジタルサービス局、住宅政策本部、環境局)

【参考資料】

- 1 行政書士記名欄がある申請書の例（地域共通クーポン取扱店舗登録申請書）／13 頁

要望事項 2

東京都の許認可等の申請等を受け付ける各局窓口において、申請、届出等を本人に代わり代理人等が行う場合、提出される書類に行政書士の記名及び職印の押印があることを確認されたい。

また、各種申請の手引き等には、注意事項として、行政書士が書類作成を行う場合には法令上当該行政書士の記名及び職印の押印が必須であり、それがない場合には行政書士法に抵触するおそれがある旨及び無資格者による書類作成等は法令上認められない旨を明記するとともに、各行政手続の申請書等に行政書士の記名職印欄を設定されたい。

(要望理由)

本要望は、令和 5 年度の回答を踏まえ、都民の権利利益の実現のために行政書士法の遵守をさらに徹底いただきたく、引き続き提案するものである。

行政書士又は行政書士法人でない者は、業として行政書士が行う業務を行うことができない（行政書士法第 19 条 1 項本文、第 21 条第 2 号）。かかる規律は、行政書士法の「国民の権利利益の実現に資する」（同法第 1 条）という目的の下に、法律に基づく資格等を有しない者による業としての行政手続への関与を抑止することにつながり、都民の権利利益の実現を損なうことの防止となる。

したがって、東京都において、許認可等の申請等を受け付ける各局窓口に、行政書士法の遵守を促すプレートを設置して、行政書士制度が周知されていることは、都民の権利利益の実現のためにも望ましい取組みが継続されている。

一方で、行政書士法施行規則第 9 条第 2 項により、行政書士は作成した書類に記名して職印を押す義務がある。これは、行政書士が正当な権限に基づいて作成した書類であることを示し、本人以外の無資格者により作成された書類との区別を明確にするために、業務執行に必要な措置として行政書士に課されたものである。記名及び職印の押印がなされていない書類が窓口で提出される場合には、行政書士法に抵触する恐れがあり、無資格者による書類作成等が行われている場合もあり得る。

東京都の各局窓口におかれては、行政書士が書類を作成している場合においては、行政書士の記名及び職印の押印について、引き続き必要な確認を行っていただきたい。加えて、申請の手引き等に、注意事項として、行政書士が作成する書類には当該行政書士の記名及び職印の押印が法令上必要であり、これがなされていない書類が窓口で提出される場合には行政書士法に抵触する恐れがある旨及び無資格者による書類作成等は法令上認められない旨を明示いただきたい。

また、各種申請書に行政書士の記名及び押印欄が設けられていれば、各局窓口における確認が容易になると思料するが、様式によっては、申請書の欄外に記入している手続がある。該当の欄が作成されれば、行政書士法の遵守及び各局窓口のご担当者の業務に資するので、申請書等に行政書士の記名職印欄をぜひとも設定されたい（総務局、デジタルサービス局）

要望事項 3

産業廃棄物処理業の申請において、申請者の直前決算期の財務状態が債務超過である場合に提出を求められる、「経理的基礎を有することの説明書」を作成する者の資格として「行政書士」を明示されたい。

(要望理由)

本要望に対する令和5年度の回答では「経理的基礎を有することの説明書」の作成目的に触れたうえで、行政書士による作成を認めない旨の内容となっている。

しかしながら、行政書士の業務には、例えば工事入札参加資格申請における経営状況分析申請や経営事項審査の申請において、経営状況分析の決算前シミュレーションや確定した決算の経営状況分析結果に基づく改善策を、建設業者に提案・助言を行う等、申請書類の作成にあたっては、申請業者の経営基盤の強化に繋げ、製品・工事の品質の適正化につながる業務も行っている。

このように行政書士は、業務の一環として、「債務超過が生じることとなった原因を分析し、その分析結果を基に改善策を処理業者に対して提案・助言することによって、経営基盤の強化に繋げ、不法投棄等の不適正処理を防止すること」の実践に責任を持つ士業である。

このことに併せて、東京都行政書士会が提出した「都の各機関における行政書士制度への理解及び行政書士法等の遵守徹底に関する請願（請願 31 第 2 号、令和元年 6 月 19 日議決により採択）」の内容を十分留意され、遺漏なく許可事務を取り扱うよう求める。

(環境局)

要望事項 4

東京都行政書士会が設立した成年後見制度の専門職団体である公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ(以下「ヒルフェ」という。)と、引き続き積極的に相互連携を図られたい。

また、都内各区市町村で市町村認知症施策推進計画の策定や包括支援ネットワークをはじめとする包括的地域連携・支援の枠組みに、ヒルフェの各地区会員をはじめとする行政書士を、協議会や中核機関の一員として活用するなど、行政書士との連携を一層強化するよう各区市町村に対して助言されたい。

(要望理由)

第二期成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という。)及び令和5年6月14日に成立した認知症基本法では、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される共生社会の実現を図るものとされている。団塊の世代が75歳以上になる2025年には、65歳以上の認知症高齢者が全国で約700万人になると推計されている。ここに精神障害、知的障害を加えれば1千万人以上になるとも想定される。

令和4年1月～12月最高裁判所事務総局家庭局の「成年後見関係事件の概況」によれば、親族後见人7,560件(19.1%)に対し、親族以外は32,004件(80.9%)と親族以外の専門職後见人の需要が高まってきている。そのうち、行政書士の選任数も1,427件(4.5%)と年々増えてきている。

また総務省より令和5年3月13日総行行第84号をはじめとする通知において、行政書士が財産管理業務及び成年後见人等業務を行うことについて、行政書士法の規定に照らし行政書士の業務に付帯し又は密接に関連する業務であるとの確認文書が、各都道府県行政書士担当部(局)長及び各金融機関向けに発出されている。

これは専門職として責任ある立場であることを深く認識し、「国民の権利利益の実現に資する(行政書士法第1条)」ためにも、専門的知見だけでなく高齢者・障がい者などへの意思決定支援、身上保護も配慮した、権利擁護支援を推進する使命を持つという行政書士法の趣旨に合致するものと言える。同時に各自治体へこれらを踏まえ行政書士制度の適切な運用と各行政書士会への支援に努めるよう通知された。

市民後见人の養成や受任に難儀している中、急速に高まる成年後見需要の受け手として、専門的、法的裏付けを有す行政書士の一層の活用を図ることは国民の利益の為にも必須である。そしてヒルフェは、後见人候補者の養成、後见人等の指導・監督、法人後見も行っているほか、基本計画の中で優先して取り組む事項である任意後見制度の利用促進についても、適切な時機に任意後見監督人が選任されるよう、ルールを正しく周知し運用する必要性等を重視しながら、同制度の普及促進に力を入れている。

東京都におかれては、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 15 条に沿って、これまで以上に東京都行政書士会及びヒルフェと連携しその一層の活用を図られるよう、各区市町村に対して格別なるご助言をお願いしたい。

(福祉局)

【参考資料】

- 1 令和 5 年 3 月 13 日総行行第 84 号 行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行う事について（通知）／14 頁
- 2 成年後見関係事件の概況 令和 4 年 1 月～12 月 （抜粋）／17 頁
- 3 認知症基本法案 概要／22 頁

要望事項 5

教育分野の I C T 化促進に対応した著作権法の適正な運用を図れるようにするため、東京都及び都内区市町村において、引き続き、教職員に対する著作権研修・普及啓発に行政書士を活用されたい。

（要望理由）

教育分野の I C T 化促進においては、平成 30 年の著作権法改正に伴い創設された「授業目的公衆送信保証金制度」により許諾なく著作物を利用できる範囲が拡大したものの、法改正後もなお利用許諾を要する利用方法も存在していることから、著作権法改正法の趣旨およびその内容の周知が重要である。

その周知方法としては、教職員に対する研修が有効である。三鷹市において毎年開催している教職員向けの研修（中堅教諭等資質向上研修Ⅰ 専門性向上研修「教育法規」）の講師を地元（武鷹支部）の行政書士が担当している実績もある。この研修には著作権に関わる内容も含まれている。

また、対話型生成 A I の急速な普及に伴い、学校での取り扱いに関する暫定ガイドラインが文部科学省から公表されているが、著作権法の観点等からの理解も重要であり、その点も含めた研修の講師を担当することもできる。

令和 5 年 4 月、教育庁の情報教育担当指導主事連絡会において、行政書士の著作権に関する取り組みを伝える機会を設けていただいたが、引き続き、行政書士を教職員向けの研修・普及啓発のために活用する場の設定を継続的にお願いしたい。

あわせて、都内の区市町村教育委員会に対しても、この件につき引き続き周知を図られたい。

（教育庁）

【参考資料】

- 1 文化庁「教育用著作物ネット配信円滑化制度（リーフレット）」／23 頁
- 2 「行政書士の仕事 地域との関わり」2023 年 7 月 28 日 東京都行政書士会武鷹支部
（抜粋）／25 頁
- 3 行政書士の著作権に関する取り組みにつきまして
2023 年 4 月 20 日令和 5 年度情報教育担当指導主事連絡会（第 1 回）参考資料／27 頁
- 4 令和 5 年 5 月 19 日事務連絡 Chat GPT 等の生成 A I の学校現場の利用に向けた今後の対応について（抜粋）／28 頁

参 考 資 料

行政書士法（昭和26年法律第4号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを目的とする。

（業務）

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁

護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。

二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

三 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

四 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

2 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

二 第十九条第一項の規定に違反した者

行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）（抄）

（書類等の作成）

第九条 略

2 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。

【様式A】

令和 年 月 日

地域共通クーポン取扱店舗登録申請書

事業者名 (ない場合は個人名)	フリガナ：		
法人番号13桁 (ない場合はなしと記載)			
代表者氏名	フリガナ：		
	姓	名	
住所	〒 -		
	都道府県	市区町村・番地・建物等	
電話番号	- -		
FAX番号 (ある場合のみ)	- -		
ホームページ (URL) (ある場合のみ)			
実務担当者	氏名	フリガナ：	
		姓 名	
	部署名		
	役職		
	メールアドレス		
	電話番号	- -	
	緊急連絡先 (携帯電話等)	- -	

■登録代理の有無

行政書士が事業者の希望により登録代理業務を行う場合、下欄にご記入ください。

行政書士	氏名	フリガナ：
		姓 名
	行政書士登録番号 (8桁)	

総行行第 8 4 号
令和 5 年 3 月 1 3 日

各都道府県行政書士担当部（局）長 殿

総務省自治行政局行政課長
（ 公 印 省 略 ）

行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を
行うことについて（通知）

日本行政書士会連合会から「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて」令和 5 年 2 月 1 4 日付け日行連発第 1 6 1 1 号（別添）により当職に依頼があった標記の件について、行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことは、下記のとおり、行政書士法（昭和 2 6 年法律第 4 号）第 1 条の 2、第 1 条の 3 及び第 1 3 条の 6 第 1 号並びに行政書士法施行規則（昭和 2 6 年総理府令第 5 号）第 1 2 条の 2 第 4 号の規定に照らして支障がないものと考えますので、その旨お知らせします。

各都道府県におかれては、本通知による行政書士法等に関する解釈を踏まえ、貴都道府県内における行政書士制度の適切な運用と各行政書士会への支援に努めるとともに、貴都道府県内の市区町村に対してこの旨を周知願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 行政書士が業として行う行政書士法第 1 条の 2 及び第 1 条の 3 第 1 項（第 2 号を除く。）に規定する業務に関連して行われる財産管理業務（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）等の規定に基づき、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位（以下、「管財人等」という。）に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務をいう。以下同じ。）又は成年後見人等業務（民法等の規定に基づき、当事者その他関係人の依頼又は官公署の

委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位（以下、「後見人等」という。）に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務をいう。以下同じ。）は、行政書士の業務に附帯し、又は密接に関連する業務（行政書士法第13条の6第1号・行政書士法施行規則第12条の2第4号参照）に該当するものとする。

- 行政書士が業として行う財産管理業務の例としては、行政書士が同法第1条の2及び第1条の3第1項（第2号を除く。）に規定する業務として行われる相続財産目録、遺産分割協議書、公正証書遺言書等の作成等に関連して管財人等に就き、民法等の規定に基づき当該管財人等として行う相続財産の調査等が挙げられる。
- 行政書士が業として行う成年後見人等業務の例としては、行政書士が同法第1条の2及び第1条の3第1項（第2号を除く。）に規定する業務として行われる財産目録、各種契約書等の作成等に関連して後見人等に就き、民法等の規定に基づき当該後見人等として行う成年被後見人の財産調査等が挙げられる。

（参考）

○行政書士法（昭和26年法律第4号）（抄）

（業務）

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十

二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。)について代理すること。

二 (略)

三 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

四 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

2 (略)

(業務の範囲)

第十三条の六 行政書士法人は、第一条の二及び第一条の三第一項(第二号を除く。)に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第一号の総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に関し法令上の制限がある場合における当該業務及び第二号に掲げる業務(以下「特定業務」という。)については、社員のうちに当該特定業務を行うことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行うことができる。

一 法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうち第一条の二及び第一条の三第一項(第二号を除く。)に規定する業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部

二 第一条の三第一項第二号に掲げる業務

○行政書士法施行規則(昭和26年総理府令第5号)

(業務の範囲)

第十二条の二 法第十三条の六の総務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 行政書士又は行政書士法人の業務に附帯し、又は密接に関連する業務

成年後見関係事件の概況

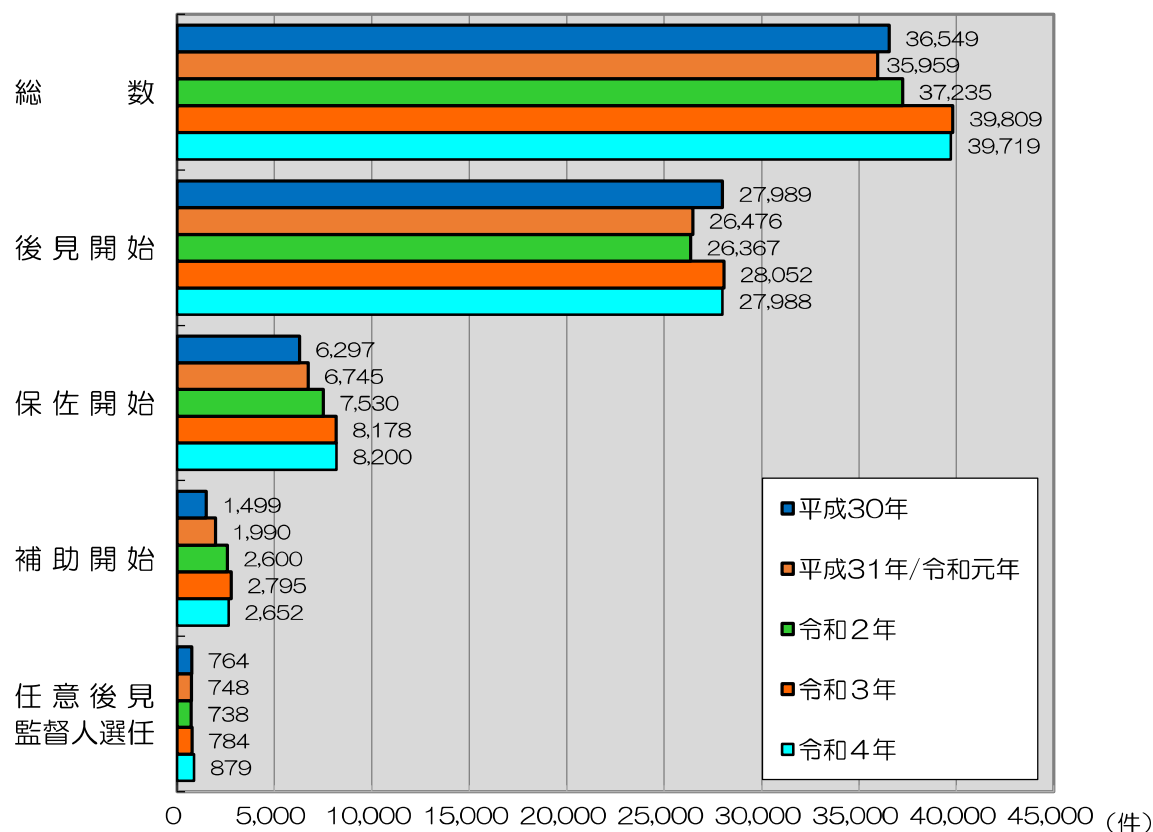
—令和4年1月～12月—

最高裁判所事務総局家庭局

1 申立件数について（資料1）

- 成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で39,719件（前年は39,809件）であり、対前年比約0.2%の減少となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は27,988件（前年は28,052件）であり、対前年比約0.2%の減少となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は8,200件（前年は8,178件）であり、対前年比約0.3%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は2,652件（前年は2,795件）であり、対前年比約5.1%の減少となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は879件（前年は784件）であり、対前年比約12.1%の増加となっている。

（資料1） 過去5年における申立件数の推移



（注） 各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

8-1 成年後見人等と本人との関係について（資料10-1）

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約19.1%（前年は約19.8%）となっている。
- 親族以外が成年後見人等に選任されたものは、全体の約80.9%（前年は約80.2%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。
- 成年後見人等と本人との関係別件数とその内訳の概略は次のとおりである。

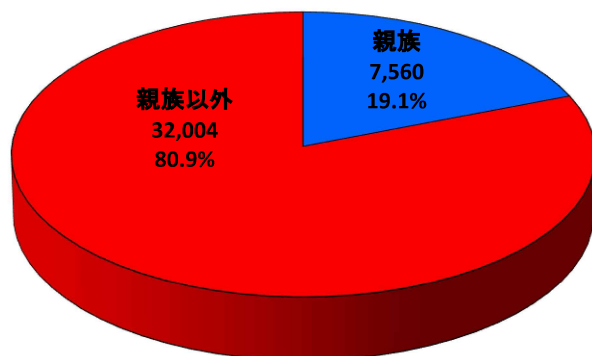
関係別件数（合計）	39,564件（前年39,578件）
親族	7,560件（前年7,852件）
親族以外	32,004件（前年31,726件）
うち弁護士	8,682件（前年8,208件）
司法書士	11,764件（前年11,969件）
社会福祉士	5,849件（前年5,754件）
市民後見人	271件（前年320件）

（注1） 後見等開始と同時に成年後見人等が選任された場合の数値であり、後見等開始の後に成年後見人等が選任された事件は含まれていない。

（注2） 関係別件数とは、成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、認容で終局した事件総数とは一致しない。

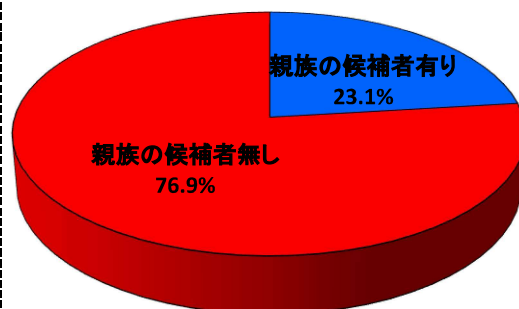
（資料10-1） 成年後見人等と本人との関係別件数・割合

① 親族、親族以外の別

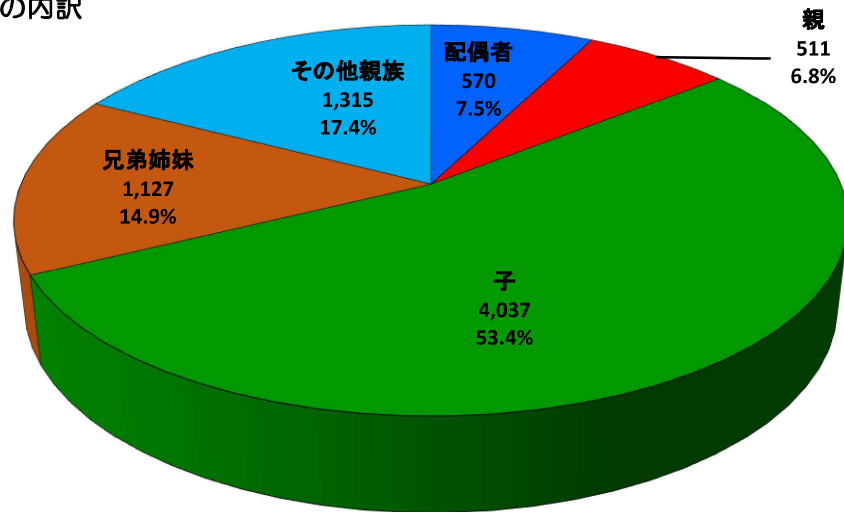


（参考資料） 成年後見人等の候補者について

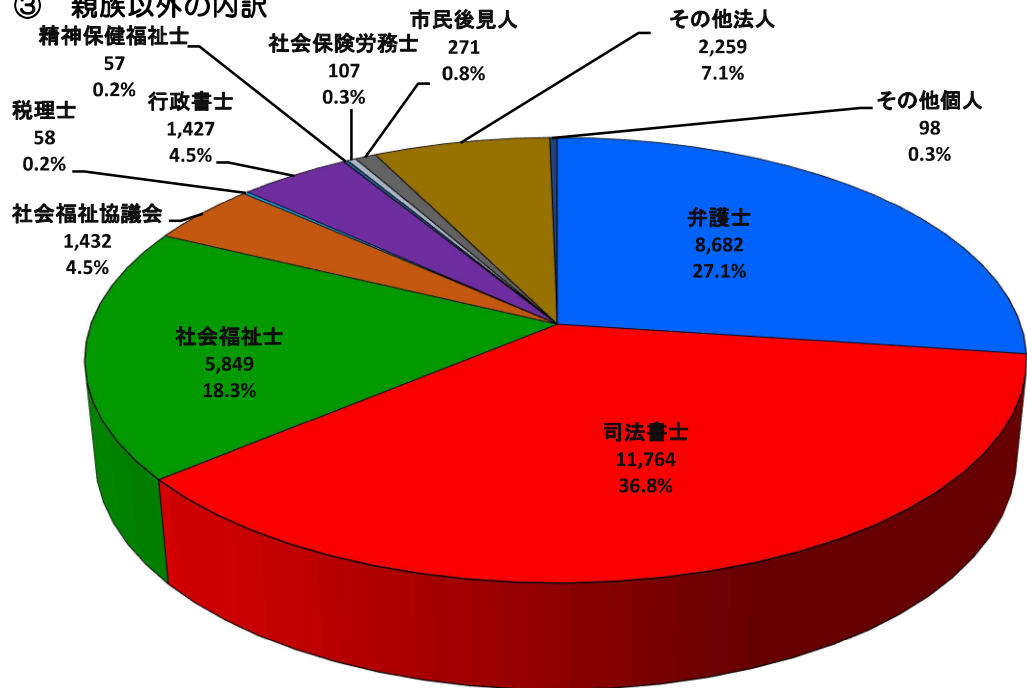
- 令和4年1月から12月までに認容で終局した、後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件のうち、親族が成年後見人等の候補者として各開始申立書に記載されている事件の割合は、約23.1%である。



② 親族の内訳



③ 親族以外の内訳



(注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

(注4) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる（その内訳は、弁護士法人406件、司法書士法人669件、税理士法人0件、行政書士法人9件であった。）。

(注5) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、精神保健福祉士及び社会保険労務士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等（※1）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等 になることを希望している者を選任した場合をいう（※2、3）。

※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。

※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。

※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

8-2 成年後見監督人等が選任された事件数について（資料10-2）

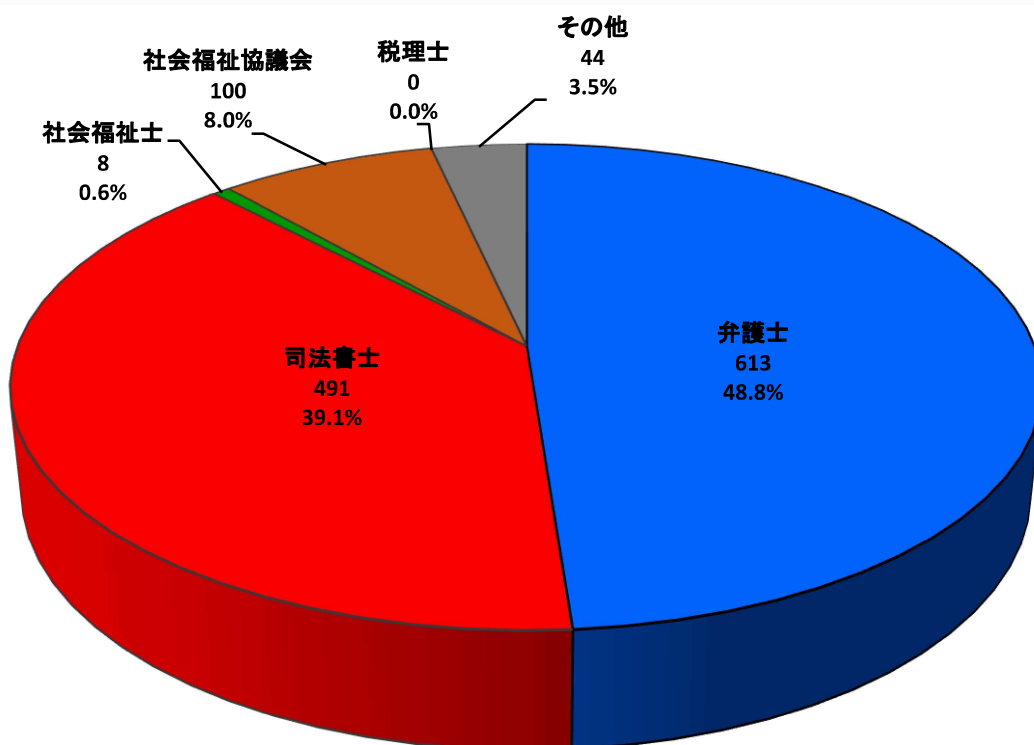
○ 認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始事件（36,923件）のうち、成年後見監督人等（成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人）が選任されたものは1,256件であり、全体の約3.4%（前年は約3.2%）である。

○ 成年後見監督人等が選任された件数とその内訳は次のとおりである。

件数（合計）	1,256件（前年1,174件）
弁護士	613件（前年528件）
司法書士	491件（前年474件）
社会福祉士	8件（前年5件）
社会福祉協議会	100件（前年126件）
税理士	0件（前年0件）
その他	44件（前年41件）

（注1） 後見等開始と同時に成年後見監督人等が選任された事件数であり、後見等開始の後に成年後見監督人等が選任された事件は含まれていない。

（資料10-2） 成年後見監督人等が選任された件数、成年後見監督人等の内訳・割合



（注2） 弁護士、司法書士及び税理士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる（その内訳は、弁護士法人2件、司法書士法人30件、税理士法人0件であった。）。

（注3） 「その他」には、弁護士法人、司法書士法人、税理士法人以外の法人等が含まれる。

（注4） 成年後見監督人等については令和2年から調査を開始している。

認知症基本法案 概要

第一 総則

1 目的

急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等
→認知症の**予防**等を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会（＝**共生社会**）の実現を図る

2 認知症の定義

アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態

3 基本理念

- ①本人・家族の意向尊重 ②国民の理解・共生社会 ③切れ目のない**保健医療サービス・福祉サービス**の提供
④本人・家族等への支援 ⑤**予防・リハビリテーション**等の研究開発の推進 ⑥総合的な取組

4 責務・認知症の日等・法制上の措置等

- ①責務：国、地方公共団体、**保健医療サービス・福祉サービス提供者**、公共交通事業者等、国民
②認知症の日（9/21）（※世界アルツハイマーデー）・認知症月間（9月） ③法制上の措置等

第二 認知症施策推進基本計画等

1 政府による認知症施策推進基本計画の策定義務

2 都道府県・市町村（特別区を含む）による認知症施策推進計画の策定努力義務

※いずれの策定においても、**当事者・家族等からの意見聴取**

※2については、**地域福祉支援計画・介護保険事業支援計画**等との調和

第三 基本的施策

1 認知症に関する教育の推進等（学校教育等における教育の推進・理解を深めるための運動の展開）

2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進等

- ① 安心安全な地域づくり（交通手段の確保、交通安全の確保等）
② 権利利益の保護（成年後見制度の利用促進、円滑な権利行使のための職員研修等）
③ 生活支援（利用しやすい製品・サービスの開発・普及等）

3 認知症の人の社会参加の機会の確保

若年性認知症の人（65歳未満の認知症の人）その他の認知症の人の雇用の継続、円滑な就職等

4 認知症の予防等

- ① 認知症の予防推進（啓発、情報収集等）
② 認知症・軽度認知障害の早期発見・早期対応（地域包括支援センター等の連携協力体制）

5 保健医療サービス・福祉サービスの提供体制の整備等

- ① 認知症に係る専門的な医療機関の整備
② 地域包括ケアシステムを構築することを通じ、保健医療・福祉の相互の有機的連携
③ 医療従事者・介護従事者に対する研修の実施、医療・介護人材の確保・資質向上等

6 相談体制の整備等

- ① 各種相談に応ずるための必要な体制の整備
② 認知症の人同士・家族等同士が支え合うために交流する活動（ピアサポート）に対する支援
③ 認知症の人の状態に応じた対処についての学習の機会の提供

7 研究開発の推進等

予防・診断・治療・リハビリテーション・介護方法についての研究・成果の活用（そのための基盤構築）

上記のほか、**多様な主体の連携等、認知症施策の策定に必要な調査の実施、国際協力**

第四 認知症施策推進本部

1 内閣に、内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置

2 本部は、認知症施策推進基本計画の案の作成等を行う



オンライン教育で
お困りの学校・先生方に

教育用 著作物ネット配信 円滑化制度

—授業目的公衆送信補償金制度—

2020年4月28日より開始！

2020年度に限り無償

2021年度以降も、教育委員会や学校法人等が**一定の補償金（年額）**を支払うことにより、多様なコンテンツを**何度でも利用可能**

制度の概要

- 制度の対象
幼稚園や保育所、小学校、中学校、高等学校、大学などの非営利の教育機関
- 制度の目的
これまで著作物をネット配信するためには、個別に権利者の許諾を得る必要があったが、許諾不要（補償金あり）にすることで「遠隔授業などオンライン教育における著作物利用の円滑化」と「画家、作家、作曲家などクリエイターへの対価還元」の両立をする制度
- 必要な補償金
2020年度については特例的に無料で利用可能。2021年度以降については有料（例：一人〇円／年）での本格運用に向けて準備中

教育用 著作物ネット配信円滑化制度

—授業目的公衆送信補償金制度—

対象機関



非営利の教育機関



営利企業などの
営利機関はNG

利用範囲



教師と児童、生徒
や学生の間など



ウェブサイト等での
一般公開、学校間の
共有、教育委員会等
による配信はNG

利用目的

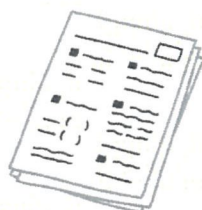


授業目的



保護者会や職員会議
などでの配信はNG

利用方法



著作物の
小部分の利用

※短歌や写真などは全体の利用が可能



生徒購入用のドリル
や書籍の大部分など
の配信はNG

※NGに挙がっている利用も著作権者の許諾を得れば可能です。

詳しくは

文化庁 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について

検索

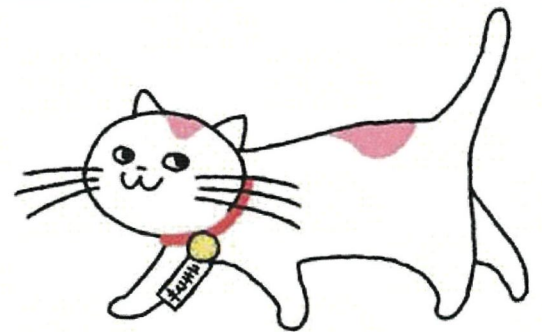


行政書士の仕事 地域との関わり



2023年7月28日
東京都行政書士会武鷹支部

副支部長 青野 佑一郎



地域との関わり②

学校や多世代交流センターでの法教育に携わったり、先生方への研修を担当させて頂いたりもしています。

○法教育関係

18歳のキソチシキ

セーフティー教室（SNSとの向き合い方、ルールについて考える）

○中堅教諭等資質向上研修（本研修）

令和元年度（2019年）以降、毎年ご依頼を頂き実施中。

- ・ 学校における著作権
- ・ 社会課題をテーマとした内容

行政書士の著作権に関する取り組みにつきまして
2023 年 4 月 20 日 令和 5 年度情報教育担当指導主事連絡会（第 1 回）ご参考資料

東京都行政書士会 知的財産・経営会計部、法教育推進特別委員会

■行政書士の活動

- ・文化庁への著作権登録制度がありますが、代理申請業務は行政書士業務であることから、行政書士は著作権に関する権利処理などの支援業務を日頃から行っています。
- ・国立大学法人山口大学、（一社）コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）、日本行政書士会連合会の著作権普及活動に関する三者連携において、著作権教育用教材を開発しています。
- ・行政書士は地域に密着した国家資格者です。著作権を含め、お気軽にご相談ください。

■本日の配付資料（4 点）

- ・35 条チェックシート（山口大学）
- ・「小学生向け著作権教材 無料配布のご案内」チラシ（ACCS）
- ・「著作権教育」リーフレット（日本行政書士会連合会）
- ・令和 4 年度法教育授業実施状況（東京都行政書士会）

■最近の著作権法の改正の動向

- ・2018 年（平成 30 年） 教育分野 35 条など（ICT 教育、サートラス）の改正
- ・2020 年（令和 2 年） 海賊版対策などの改正
- ・2021 年（令和 3 年） 図書館関係などの改正
- ・2023 年（令和 5 年） 利用円滑化などについて今国会で改正審議中

https://www.mext.go.jp/content/230308-mxt_hourei-000028109_1.pdf



■弊会からのご提案

1. 教員の皆様向け研修会の実施
2. 児童生徒の皆様向け出前出張授業の実施
3. 連絡会での法改正インフォメーションの実施

■お問い合わせ先

＊35 条チェックシートの取扱いについて

多少のコピーは結構ですが、枚数が多く必要な場合は下記にご連絡をいただけましたら、送付の対応などをさせていただきます。

国立大学法人山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター 堀田 sh072@yamaguchi-u.ac.jp

＊著作権研修会などのご相談について

東京都行政書士会 事務局業務課（知的財産・経営会計部） 木崎 kizaki@tokyo-gyosei.com

〒150-0045 東京都渋谷区神泉町 8-16 渋谷ファーストプレイス 4 階

電話番号：03-3477-2881 / FAX：03-3463-0669

受付時間：平日（月曜日-金曜日）9:00-12:00 / 13:00-17:00

<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/>



事務連絡
令和5年5月19日

各都道府県・指定都市教育委員会 GIGA スクール構想主管課長
各都道府県私立学校主管部課長
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課長

文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム

Chat GPT 等の生成 AI の学校現場の利用に向けた今後の対応について

Chat GPT 等のいわゆる生成 AI を活用した様々なサービスが生まれる中で、学校現場における生成 AI の利用については、AI による誤回答や AI 生成物か否かを見分けられないなど、様々な議論や懸念の声があるものと承知しており、子供達の批判的思考力や創造性への影響、個人情報や著作権との関係などについて整理が必要であると考えております。

一方、学習指導要領では、「学習の基盤となる資質・能力」として、「情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見したり、自分の考えを形成するために必要な能力」である「情報活用能力」を位置付けており、新たな技術である生成 AI を使いこなすといった視点も必要です。

これらを踏まえ、文部科学省では、政府全体の検討状況や中央教育審議会の議論を踏まえ、生成 AI の学校現場での利用に関するガイドラインを夏前を目途に策定・公表することとしておりますので、お知らせいたします。

なお、Chat GPT を提供する OPEN AI 社の利用規約によれば、Chat GPT の利用は 13 歳以上である必要があります、18 歳未満の場合は保護者の許可が必要であるとされております。Chat GPT を利用する場合には、この利用規約を踏まえた対応が必要であることを申し添えます。

このことについて、各都道府県教育委員会担当課におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し周知すると共に、特に市区町村教育委員会へは所管の学校に対しても周知するよう、御伝達をお願いします。また、各指定都市担当課におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人に対し、附属学校を置く各地方公共団体の長におかれては、その管下の学校に対し、周知くださいますよう、お願いいたします。

(参考)

- ・「生成 AI の学校現場での取扱いに関する今後の対応について」（令和 5 年 5 月 16 日 中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会（第 1 回）資料 6）
- ・（参考）学習指導要領における「情報活用能力」に関する主な記述

【本件連絡先】

初等中等教育局 学校デジタル化プロジェクトチーム

TEL：03-5253-4111（代表）内線 2656

e-mail：digital-pt@mext.go.jp

生成AI（Chat GPT）の学校現場での利用に関する今後の対応

- 学校現場での生成AIの利用については、様々な議論や懸念がある
⇒ 批判的思考力や創造性への影響、個人情報や著作権保護の観点等について、
リスクの整理が必要
- 一方、学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力として「情報活用能力」を位置付け。新たな技術である生成AIをどのように使いこなすのかという視点や、自分の考えを形成するのに活かすといった視点も重要

※他方、Chat GPTを提供するOPEN AI社の利用規約によれば、Chat GPTの利用は13歳以上、18歳未満の場合は保護者の許可が必要とされている

- 学識経験者及び現場教員に対する書面ヒアリングを開始（4月下旬～）
- 政府のAI戦略チーム（5/8）、AI戦略会議（5/11）
- 本特別委員会においても、ガイドライン案を更に議論

ガイドラインver1.0（項目イメージ）【政府全体の議論も踏まえ、夏前を目途に公表】

- 生成AIについての説明
- 情報活用能力との関係
- 年齢制限や著作権、個人情報の扱い
- 活用が考えられる場面、禁止すべきと考えられる場面
- 授業デザインのアイデア（生成AI自体を学ぶ授業＋具体の活用法）

※暫定的なものとして公表し、機動的に加除修正していくことを想定

令和5年11月6日

東京都知事 小 池 百合子 殿

各種団体等要望
要望書

一般社団法人 東京都電設協会

意見・要望事項

1. 公共事業の推進について

公共事業は景況感に左右されない仕事量と継続性を確保し着実に推進していただきたい。

【要望理由】

東京都の投資的経費は、2021年度が9,400億円、2022年度は9,700億円、そして2023年度は1兆円を超えるなど、コロナ禍前の水準に戻りつつある。

電気工事業者を取り巻く環境は資材価格の高止まりや納期の遅延、そして2024年に適用される罰則付き時間外労働の上限規制等、不透明感を拭えず、先行きに不安を抱えている中小事業者は少なくない。

それゆえ、公共事業を着実に推進していただきたい。電気工事は産業の競争力の強化や人々の生活の安全安心に直結する重要インフラであり、事業機会の創出は東京都の重要施策である中小事業者育成の面からも重要と考える。

2. 4週8閉所の実現について

- (1) すべての工種について、「概成工期」の設定を適切に行っていただきたい。
- (2) 工事の進捗管理を的確かつ十分に行い、建築工事の遅れが設備工事の実工期に影響を与えることがないようにしていただきたい。
- (3) 建築工事の遅れが設備工事の実工期に影響を与える状況が生じた場合は、設備工事の工期を確保するための全体工期の延長や契約金額の変更（増額）を適切に行っていただきたい。

【要望理由】

罰則付きの時間外労働の上限規制が2024年に適用される。現場では官民の工事を問わず、建築主体工事業者による土曜日の閉所は行われず、ほとんど毎土曜日に作業が行われているのが現状である。

建築工事の遅れについては、最終的な竣工・引渡時期が変更されないため、設備工事の実工期を短縮して間に合わせている事例が多く見られる。

総労働時間や深夜作業の増加など、労働環境・条件にも極めて大きな影響を与えており、早急に改善していただきたい。

また、工期の延長ができず、作業員の増員や作業時間の延長により対応しなければならない場合、契約金額の変更（増額）がなされるのは当然であると考える。

3. 価格高騰や資材不足に対する適切な対応について

価格については単品スライドの運用、工期については当初の工期設定の変更等状況に応じては遅らせるなどの弾力的な対応を迅速且つ適切に行っていただきたい。

【要望理由】

電設資材の価格高騰、納期の遅延等先行きの見通せない状況が続いている。世界的な半導体不足や銅価が不安定な動きをすると予測される中、電設資材全般で、価格の高止まりと共に納品も定まらず、円滑な施工に支障を来す状況にあるといえる。東京都の重要施策である中小事業者育成の面からも弾力的な対応を迅速かつ適切に行っていただきたい。

以 上